

ご確認事項

- ◎利息は各返済日に後払いするものとし、毎回の元利金返済額は均等とします。
 - ・毎月返済の部分の利息は「毎月返済の部分の元金残高×利率／12」で計算します。
 - ・半年ごとの増額返済部分の利息は「半年ごとの増額返済部分の元金残高×利率／12×6」で計算します。
 - ・ただし、借入日から第1回返済日までの利息は当金庫所定の計算方法によるものとします。
 - ・最終回返済額は利息計算の端数処理のため、毎回の返済額とは異なる場合があります。
 - ・契約日（当初貸付日）、第1回返済日、毎回の元利金合計返済額、最終返済日等は別途送付する返済予定表でご確認ください。
- ◎半年ごとの増額返済日には、増額返済額を毎月の返済額に加えて返済するものとします。
- ◎元利金の返済は、返済口座から自動支払いの方法によります。ただし、規定第3条によって繰り上げ返済する場合及び第5条によってこの債務の全額を返済しなければならない場合は除きます。
- ◎損害金
 - ・元利金の返済が遅れたときは、遅延している元金に対し、**年18.25%**（1年を365日とした日割計算）の損害金を支払うものとします。

以上

(2022.11.1)